

没収における犯罪行為

「によって得た／により得た」の史的考察（3）

——旧刑法の議論を手掛かりに——

桑 島 翠

はじめに

第1章 旧刑法典

第1節 旧刑法典立法過程

第2節 没収の枠組みの立法過程

第1款 旧刑法制定以前の没収制度

第2款 日本帝国刑法初案

第3款 日本刑法草案確定稿

（以上、181号）

第4款 刑法審査修正案

第5款 小括

第3節 旧刑法典下の判例及び学説

第1款 判例

第2款 学説

第3款 制限的な方向性の背景

第4節 小括

第2章 現行刑法典

第1節 現行刑法典立法過程

第2節 没収の枠組みの立法過程

第1款 明治19年ボアソナード改正案・明治23年改正刑法草案

第2款 明治28年・30年草案

第3款 明治33年刑法改正案

第4款 明治35年刑法改正案及び第16回帝国議会議会貴族院審議

第5款 明治40年刑法改正案

第6款 小括

（以上、182号）

第3節 現行刑法典制定後の判例及び学説

第1款 判例

第2款 没収対象物件に関する学説

第3款 任意的没収・没収の制限に関する議論

第4款 没収の法的性質に関する議論

第4節 小括

- 第 1 款 立法過程
- 第 2 款 判例
- 第 3 款 学説
- 第 3 章 昭和16年改正
 - 第 1 節 改正の背景
 - 第 2 節 昭和16年改正における没収の枠組み
 - 第 1 款 没収の条文
 - 第 2 款 経済統制法令違反と没収・追徴との関係 (以上、本号) 結びに代えて

第 3 節 現行刑法典制定後の判例及び学説

現行刑法典は、1908年10月1日に施行された。以下、現行刑法典の下で、判例及び学説が没収につき、どのような解釈を行ってきたかを確認する。特に、現行刑法典への立法過程において、取得物件の枠組みである、「犯罪ニ因り得タル物件」が「犯罪行為ヨリ生シ又ハ之ニ因り得タル物件」へと改められたほか、必要的没収が任意的没収へと変更された点、「犯罪行為ヲ組成シタル」という新たな枠組みが導入された点、没収の法的性質に関する議論が生じた点を確認されたため、これらの点に対する判例・学説の評価も確認していきたい。

現行刑法定制当時の没収の条文は、以下の通りである。

第十九條 左ニ記載シタル物ハ之ヲ没収スルコトヲ得

- 一 犯罪行為ヲ組成シタル物
- 二 犯罪行為ニ供シ又ハ供セントシタル物
- 三 犯罪行為ヨリ生シ又ハ之ニ因り得タル物

没収ハ其物犯人以外ノ者ニ屬セサルトキニ限ル

第二十條 拘留又ハ科料ノミニ該ル罪ニ付テハ特別ノ規定アルニ非サレハ没収ヲ科スルコトヲ得ス但前條第一項第一號ニ記載シタル物ノ没収ハ此限ニ在ラス

第1款 判例

1. 「犯罪行為ヲ組成シタル物」に関する判例

現行刑法典施行直後は、文書偽造に関する領域で「犯罪行為ヲ組成シタル物」の没収に関する判例が確認されるが、偽造変造行為が犯罪となる場合か、文書の行使が犯罪となる場合かで適条が変化した。例えば、大判明治43年11月22日刑録16輯2110頁は、文書の偽造変造行為が犯罪となる場合は、その偽造変造にかかわる文書が刑法19条1項3号の「犯罪行為ヨリ生シタル物」に該当し、当該文書を行使した行為が犯罪となる場合は、その行使した文書が同項1号の「犯罪行為ヲ組成シタル物」に該当すると判断している。文書偽造に関する没収の判断枠組みは、その他の判例においても⁽¹⁶³⁾おおむね一致しているところである。

このような区別は、犯罪を構成する客観的要素である罪体に着目したこと由来するものと思われる。すなわち、文書を偽造する場合、偽造された文書は偽造罪が成立した後に生じる物である一方、偽造文書行使罪の成立にあたっては、行使する対象の偽造文書が必要になるという理解があるものと思われる。

その後、刑法19条1項1号にいう犯罪行為を組成する物とは、法律上犯罪行為の構成要件となる物件を言う⁽¹⁶⁴⁾と判断する判例のほか、没収物件が刑法19条1項各号のいずれに該当するかは、その刑が科せられる罪質によって決定されると解する判例も⁽¹⁶⁵⁾現れている。現行刑法制定後においては、組成物件のみならず、行われた犯罪との関係で刑法19条1項各号の没収物件を判断するという枠組みが、判例実務においては確立されていたといえよう。

2. 「犯罪行為ニ因リ得タル物」に関する判例

現行刑法典制定後においても、犯罪によって得た物件を、犯罪から直接に得た物件に限定する判例⁽¹⁶⁶⁾が存在することは、第1章においてすでに確認した。

現行刑法典の下ではさらに、犯罪行為の対価である犯罪の報酬を、「犯罪

行為ニ因リ得タル物」であると解釈する判例が出された。大判大正13年6月25日刑集3巻542頁⁽¹⁶⁷⁾は、被告人が、鬪鶏賭博において鬪鶏用としての鶏一只を提供し、その使用料を取得した事案につき、鶏の提供行為について賭博幫助を認めたとうえで、被告人が取得した使用料を「犯罪行為ニ因リ得タル物」であると解釈した。鶏の使用料を取得した事案であり、一見すると、犯罪の報酬の事例ではないように見える。しかし、後章でも検討するが、没収の条文に関する改正の内容を含んだ、第76回帝国議會貴族院刑法中改正法律案特別委員会⁽¹⁶⁸⁾の議事録において、当該判例は「鬪鶏賭博ノ場合ニ用ヒタ鶏ヲ提供シタコトニ對スル報酬ト謂ヒマスカ、御禮ト謂ヒマスカ、ヤウナコトデ得タ金錢」と言及されており、鬪鶏用の鶏の提供（賭博幫助）に対する報酬・御礼であるという理解がなされている。

第2款 没収対象物件に関する学説

1. 「犯罪行為ヲ組成シタル物」の解釈

現行刑法典制定時に新たに追加された、「犯罪行為ヲ組成シタル物」の意義については、犯罪の構成要素を形作る物件、又は犯罪の法定要素として法律上特に指示された物件など表現は多岐にわたるが、いわゆる罪体であるとする理解で広く一致している⁽¹⁶⁹⁾。具体例としては、文書偽造罪における偽造又は変造文書のほか、販売の目的を以て所持する阿片、わいせつ文書陳列罪におけるわいせつ文書などが挙げられている⁽¹⁷⁰⁾。

2. 「犯罪行為ヨリ生シタル物」の解釈

「犯罪行為ヨリ生シタル物」の意義については、犯罪行為によって初めて製作又は成立に至った物件であると端的な説明が多くみられる⁽¹⁷¹⁾。また、「犯罪行為ヲ組成シタル物」との区別のために、「犯罪行為ヨリ生シタル物」を、文書偽造に関する判例のように、物の製作が犯罪となる場合には、製作された物が「犯罪行為ヨリ生シタル物」に該当すると解する見解、物の製作が犯罪⁽¹⁷²⁾であっても、それが法禁物以外の物件であれば、「犯罪行為ヨリ生シタル

物」に該当すると解する見解⁽¹⁷³⁾、「犯罪行為ヨリ生シタル物」が同時に「犯罪行為ヲ組成シタル物」に該当することを認める見解⁽¹⁷⁴⁾が確認される。「犯罪行為ヨリ生シタル物」が同時に「犯罪行為ヲ組成シタル物」に該当する具体例として、大場茂馬は、印章・文書偽造罪において作成された偽造印章・文書は、「犯罪行為ヨリ生シタル物」であると同時に、「犯罪行為ヲ組成シタル物」に該当すると主張する⁽¹⁷⁵⁾。

なお、「犯罪行為ヨリ生シタル物」の「ヨリ」は、「犯罪行為ニ因り得タル物」の「因り」とは条文の表記上書き分けられているが、学説上、両者の区別は取り立てて行われていないものと思われる⁽¹⁷⁶⁾。

3. 「犯罪行為ニ因り得タル物」における因果性

現行法制定後の「犯罪行為ニ因り得タル物」の解釈においても、旧刑法下の学説において確認されたような、因果性を示す記述が散見される。例えば平井彦三郎は、「犯罪行為ニ因り得タル物」とは、財産犯によって取得した財物、無免許の狩猟によって得た鳥獣、賭博によって得た金銭などの、犯罪行為に基因して取得した財物を指すと説明する⁽¹⁷⁷⁾。小野清一郎、宮本英脩らは、「犯罪の実行」に因り領得した物であると説明しており⁽¹⁷⁸⁾、犯罪行為を原因とした財産の取得が念頭に置かれている。同様に、大場も、行為者の犯罪が原因となって物の取得の結果を生じたときは、その物は「犯罪行為ニ因り得タル物」に他ならないと解し、このような原因結果の関係がある以上は、犯罪の実行は行為者以外の第三者が行っていたとしても、「犯罪行為ニ因り得タル物」として没収することを妨げないと主張する⁽¹⁷⁹⁾。

4. 「犯罪行為ニ因り得タル物」における直接性

直接性については、旧刑法下の学説においても確認された、犯罪に該当しない行為を介して得られた財産に対する没収を否定する見解⁽¹⁸⁰⁾のほか、犯罪行為と財産取得との間の手段性を要求する見解⁽¹⁸¹⁾が見られる。泉二新熊及び吉田常次郎は、「犯罪行為ニ因り得タル物」を、犯罪行為を手段として領得した

物であると説明する。現在、犯罪行為と財産取得との間の手段性は、直接性を表す用語と解されているが⁽¹⁸²⁾、現行刑法制定当時どのように理解されていたかは明らかではない。しかし、「犯罪行為ニ因り得タル物」の具体例として、賭博や財産犯によって得られた財物が挙げられていることから⁽¹⁸³⁾、論者は、「犯罪行為ニ因り得タル物」の解釈を拡大することは意図していなかったと思われる。

他方、「犯罪行為ニ因り得タル物」の厳格な理解として、物の取得が犯罪となっている場合に限定する理解が存在する。勝本勘三郎は、「犯罪行為ニ因り得タル物」を、通常これを獲得することが内容となっている犯罪を行うことによって取得した財物であると説明し、その典型例として、強窃盗、詐欺、恐喝、横領などの財産犯を挙げる⁽¹⁸⁴⁾。勝本によれば、賭博によって得た金銭のほか、無免許の医業によって発生した診断料、密売淫によって得た代金は、金銭などの取得ではなく、金銭を生み出すこと自体が犯罪であるため、「犯罪行為ヨリ生シタル物」に当たると解釈する⁽¹⁸⁵⁾。もっとも、勝本によれば、「犯罪行為ヨリ生シタル物」と「犯罪行為ニ因り得タル物」は、「犯罪ニ因り生シタル物」(Producta sceleris) という概念に本来的に包括されるものであって、両者の明確な区別はできないとする⁽¹⁸⁶⁾。また、津田進も、「犯罪ニ因り得タル物」とは、物件を得ることが犯罪の構成要件をなす場合における物件を指すと解する⁽¹⁸⁷⁾。津田はさらに、「犯罪ニ因り得タル物」とは、犯罪を原因として直接に得た物であり、「犯罪ニ因り得タル物」を売買交換して取得した物は、犯罪により間接に得た物であり、没収できないとする⁽¹⁸⁸⁾。

5. 「犯罪行為ニ因り得タル物」に報酬を含める見解

以上の因果性・直接性を示す見解とは別に、泉二は、立法論として没収対象物の拡張を主張する。泉二は、「犯罪行為ヨリ生シ又ハ之ニ因り得タル物」の対価、及び暴行などを行うことを約束して得た報酬などの犯罪行為の報酬は、「犯罪行為ニ因り得タル物」には当たらないものの、被告人に保有させるべきではないため、没収すべきと主張する⁽¹⁸⁹⁾。

暴行を約束して得た報酬につき、泉二は、財産取得と暴行との先後関係を明らかにしてはしていないものの、犯罪の約束をして得たと述べている点から、前払いのような類型も含めているように思われる。そのため、「犯罪行為二因り得タル物」の因果的な理解は広く受け入れられているところであったが、因果性を前提としない泉二のような見解も存在していた⁽¹⁹⁰⁾。

もっとも、泉二は現行刑法制定直後から上記の見解を採用していたわけではない。大正初期において、泉二は、犯罪の報酬は、「犯罪行為二因り得タル物」の主たる例として念頭に置いていなかった⁽¹⁹¹⁾。その後、犯罪の報酬の没収を認めた、大判大正13年6月25日刑集3巻542頁が出された後、犯罪の報酬に関する泉二の見解が確認されるようになる⁽¹⁹²⁾。これは、1915年に泉二が大審院判事に任官したことから、自身の立場と大審院の判決との平仄を合わせたものと推察されるが、泉二自身の刑法解釈も影響しているように思われる。

まず、泉二の刑罰法規の解釈の方針は、法の基本精神に従った解釈を中心とする⁽¹⁹⁴⁾。すなわち、泉二は、刑法の解釈は立法者の真意を探求することを目的としており、これを達成するために、いたずらに字句に拘泥することなく、文理解釈と論理解釈とを併用すべきと述べる⁽¹⁹⁵⁾。また、泉二は、類推解釈についても比較的緩やかな立場を採用する。すなわち、刑法上、類推解釈は禁止されている一方で、拡張解釈は、立法の精神に照らして法律の規定に包含される事項を探求するものであるから許されているが、両者の区別は形式的なものに過ぎず、論理形式によって拡張解釈とも類推解釈とも認められる⁽¹⁹⁶⁾、というのがこれである。

他方、泉二は、財産刑全般につき、利欲的犯罪に関してその動機を抑制する性質があることを認めており⁽¹⁹⁷⁾、先述の泉二の解釈方針も踏まえると、「犯罪行為二因り得タル物」を緩やかに解釈することで、被告人に帰属した利益を広く没収しようとする姿勢が看取できる。

また、泉二が、これまで没収が否定されていた、「犯罪行為二因り得タル物」の対価についても没収を試みた点は、日中戦争を原因とした経済統制及

び経済犯罪と関係していると推察されるが、この点は後章で説明する。

第 3 款 任意的没収・没収の制限に関する議論

刑法19条1項の「没収スルコトヲ得」というのは、被告人に対して没収を言い渡すかどうかは裁判官の自由裁量に委ねられていることを意味し、⁽¹⁹⁸⁾ 軽微な犯罪に対して没収を科すことで罪刑の均衡が失する事態の予防が念頭に置かれている。没収を科す必要がないとされる具体例としては過失犯における⁽¹⁹⁹⁾ 供用物件が挙げられている。

刑法20条の没収の制限については、拘留又は科料のみが法定刑として定められている犯罪は、典型的に犯情が軽微であるため、主刑に加えて付加刑を科す必要はないという趣旨である⁽²⁰⁰⁾ と理解されている。また、「犯罪行為ヲ組成シタル物」が同条の適用から除外されている趣旨は、禁制品が「犯罪行為ヲ組成シタル物」に該当する場合があります、犯情が軽いことを理由に禁制品を没収しないという処理⁽²⁰¹⁾ ができないことを理由とする⁽²⁰¹⁾。

第 4 款 没収の法的性質に関する議論

現行刑法制定後の没収の法的性質に関する理解については、没収はあくまでも形式上刑罰に分類されているに過ぎないと解する傾向にある。⁽²⁰²⁾ すなわち、没収は刑法9条によって「附加刑」と定められているものの、没収には刑罰とは言い切れない性質が含まれているため、没収の形式上の性質と実質上の性質⁽²⁰³⁾ を分けることで、没収の法的性質を説明している⁽²⁰³⁾。

1. 共犯に関する没収の判例

没収の法的性質については、現行刑法の制定過程において確認された、禁制物件の没収に関する議論が存在した。現行刑法制定後は、共犯に関する没収の判例が出現したことをきっかけに、現に審判の対象となっている犯人に対し、当該犯人ではなく共犯者の所有に属する物件の没収を言い渡すことができるかという問題をめぐり、没収の法的性質に関する議論がより活発に行

われるようになる。

現行刑法制定後に上記の問題に関して言及したのが、大判明治42年2月25日刑録15輯160頁である。同判例は、「没収ハ附加刑ナルヲ以テ其主刑ヲ科セラルヘキ罪ニ付キ處斷セラルル總テノ犯人ニ對シテ之ヲ言渡スヘキモノトス」としたうえで、「没収ノ言渡ヲ爲スニハ其物カ共犯人中何レカ一人ニ屬スルヲ以テ足レリトス必スシモ其物ノ所有者タル共犯人ニ於テ犯罪ノ實行行為ニ供シタルコトヲ要セサル」と判断し、教唆犯の所有に属する凶器を用いて犯行を行った実行正犯に対し、当該凶器の所有者ではないにも関わらず供用物件の没収を言い渡した⁽²⁰⁴⁾。

また、大判明治44年2月13日刑録17輯75頁は、「没収ハ犯人以外ノ者ニ屬セサルトキニ限ルトアリテ……所謂犯人トハ現ニ審判セラルル犯人ノミニ限ラス其共犯ニシテ既ニ審判ヲ經判決ノ確定シタル者ヲモ包含」と判断し、すでに判決の確定した共犯者に属するものであっても、他の共犯者から没収できることを認めており、大判大正11年5月19日大刑集1巻326頁は、いまだ訴追を受けていない共犯者の所有に属する物件であっても、現に審判されている被告人に対して没収を言い渡すことが可能であると判断している⁽²⁰⁵⁾。⁽²⁰⁶⁾

以上の判例で問題となる点は、被告人の所有に属さない物件の没収を、被告人に対する刑罰と理解できるかである。すなわち、刑罰は犯人の法益を侵害する害悪の要素を備えていなければならないという理解を前提とするのであれば、被告人の所有に属さない物件の没収は刑罰に位置付けられないのではないかという問題が生じる。

2. 保安又は行政処分的な理解

以上の判例を踏まえ、各学説が没収の法的性質をどのように解釈していたかを確認する。当時の学説としては、没収の法的性質を一元的に理解する立場と、特定の条文や適用の状況に応じて多元的に理解する立場とが存在した。

まず、没収を一元的に保安又は行政処分と理解する見解が存在する。例えば、津田進は、没収も刑罰と同様に犯人に苦痛を加えることがあるが、犯人に対する損害賠償請求も同様に犯人に苦痛を与えるものであることから、犯人に対する苦痛という点のみでは没収を刑罰であると判断することは難しいとしたうえで、以下の点から没収を一元的に行政処分であると理解する。すなわち、①犯人の全財産又はその一部を対象とした一般財産の没収が刑罰の性質を有することと対比すると、現行法の没収を刑罰と解するのであれば、没収対象物を犯罪に関係する物のみに限定する理由がない。②刑罰の目的は主刑のみによって十分に達成することができるため、付加刑である没収にわざわざ「刑罰」としての役割を担わせる必要はない。③没収は主刑が科せられる罪で処罰される全ての犯人に対して言い渡しが可能であり、この犯人には共犯者も含まれる。そのため、没収対象物が、審判の対象となっている犯人に帰属していなくても、その共犯者に帰属するのであれば、審判の対象となっている犯人に没収の言い渡しが可能であることは判例及び学説で認められている。⁽²⁰⁷⁾この点が犯人に対する苦痛を目的とする刑罰の性質と相いれない。④没収は特定物に対して科されるため、犯人の一人から没収対象物を取り上げれば、他の犯人は没収の責任を免れることができる。複数の犯人に連带的に作用する点で刑罰の一身専属的な性質と相いれない。⑤殺人罪においては短刀など廉価な財産が没収される一方、狩猟法又は医師法違反など、犯情が軽微な犯罪ほど、猟銃や医療品など高価な財産が没収される場合があり、犯罪の重大性と没収によって取り上げられる財産の価値に不均衡が生じるため刑罰と解釈することが困難である、というのがこれである。⁽²⁰⁸⁾津田の見解は、没収が犯人に対する害悪の要素を備えていることは認めつつも、罪刑の均衡性などそれ以外の要素から没収の刑罰的性質を否定する点が特徴である。

また、牧野英一も、賄賂の没収を取り上げ、没収には犯罪を鎮圧する刑罰的な効果があることを認めつつも、賄賂の没収は不法な利得を犯人に許さないという趣旨であり、刑事責任ではなく、民事責任に準じて考えるべきだと

解釈する。⁽²⁰⁹⁾ 牧野はまた、収賄者が大赦などで処罰されなかった場合でも賄賂の没収を言い渡すのが適当であり、主刑の如何に関わらず言い渡し可能な保安処分と解するのが望ましいと説明する。⁽²¹⁰⁾

3. 刑罰的な理解

続いて、没収を一元的に刑罰と解釈する立場として、大場茂馬の見解が挙げられる。大場は、没収を行為者に対する犯罪の結果の一つとして考えられる、財産上の法益の剥奪であると解釈し、第三者に財産の剥奪の被害が及ばないように注意するべきだとしうえて、①没収対象物は行為者の所有に属する物でなければならない、②没収対象物は第三者の所有に属する物である⁽²¹¹⁾とはならないという2つの原則を導く。共犯の場合の没収については、没収が刑罰であることを理由に、没収対象物を所有又は占有している者にのみ没収の言い渡しを限定するべきだとして、共犯者の全員に対して没収の言い渡しを認める判例を批判する。⁽²¹²⁾

4. 多元的な理解

没収の性質を多元的に理解する立場として、まず、特定の条文の性質に応じて没収の法的性質を解釈する見解が存在する。小疇伝は、刑罰は、犯罪を原因として犯人に対する苦痛を与えることを目的としているが、犯人以外の者の所有物を没収する場合は刑罰の性質を備えていないという理解を出発点とする。そのうえて、ドイツ刑法の通説に則り、没収が犯人又は共犯者の所有に属する物件に対してのみ行われる場合、没収は刑罰の性質を有する一方、何人の所有に属するかを問わずに物件を没収する場合、没収は警察的予防処分の性質を有する理解が妥当であると述べる。⁽²¹³⁾ 小疇の理解によれば、禁制品など、物件の所有者を問わずに行われる没収は、それが犯人に対する没収であろうと一律に警察処分と解されることとなる。

他方、没収が誰に言い渡されるかによって没収の法的性質を理解する見解も存在する。廣瀬通は、リスト⁽²¹⁴⁾やペンディング⁽²¹⁵⁾の見解を引用し、犯人に科せ

られる害悪及び苦痛が刑罰の重要な要素であるという理解を出発点とする⁽²¹⁶⁾。そこから廣瀬は、物件の没収につき、①当該物件が有罪判決を受けた犯人に属する場合、②当該物件が有罪判決を受けた犯人以外の共犯者に属する場合、③当該物件が何人にも属さない場合に分類し、①の場合の没収を刑罰、②及び③の場合の没収を行政処分と理解する⁽²¹⁷⁾。廣瀬の理解によれば、物件の所有者を問わずに行われる没収は、有罪判決を受けた犯人に対して言い渡される場合は刑罰であり、それ以外の者に対して言い渡される場合は行政処分だと理解される。

また、廣瀬は、没収という単一の条文の法律効果が、命令の対象が犯人であるかそうでないかという訴訟状態の偶然性によって決定されることは失当だとする批判⁽²¹⁸⁾に対しては、没収の前提条件において複数の場合が予定されている場合は、その法律効果の性質も没収の前提によって異なるのは当然であると述べる⁽²¹⁹⁾。

5. 全体的な傾向

以上、現行刑法制定後の没収の法的性質に関する議論を確認した。没収に保安・行政処分と刑罰とのいずれの性質を認めるかは、犯人の法益に対する害悪を刑罰の要素として重視するかが基準とされている。没収を全面的又は部分的に刑罰と理解する見解は、犯人に対する害悪が刑罰の最も重要な要素であると理解する一方、没収を保安・行政処分と理解する見解は、犯人に対する害悪は刑罰特有のものではないと理解する⁽²²⁰⁾。また、没収を刑罰と理解する見解は、共犯に関する没収の判例で確認された、共犯者の全員に対して没収の言い渡しを認めるかどうかの問題において、没収を一元的に刑罰と解するか、部分的に保安・行政処分の要素を認めるかで分かれる。

このような没収の法的性質に関する議論は、同時期のドイツにおいても確認できる。これは、当時のライヒ刑法40条に規定されていた没収が、原則的には有罪判決において言い渡されなければならないが、犯人の訴追又は有罪判決が事実的に不可能である場合は、例外的に独立に言い渡されることを認

めていたことを発端として⁽²²³⁾いる。没収が犯人以外の者に言い渡され得る点に鑑み、没収に多元的な性質を認めるのが当時のドイツ刑法の通説的な理解⁽²²⁴⁾であったが、一元的な性質しか認めない見解も主張⁽²²⁵⁾されていた。

小疇、廣瀬らが文献において多数のドイツ刑法学者の見解を引用していることから、当時のドイツにおける没収の議論が、日本の没収に関する議論に影響を与えていたことが看取できよう。

第4節 小括

以上、本章では、現行刑法の立法・判例・学説における、没収の枠組みに関する展開を概観した。本章で確認できた没収の枠組みに関する変化は、立法・判例・学説ごとに異なるため、以下まとめる。

第1款 立法過程

まず、現行刑法の立法過程においては、法律上所有が禁止されている、いわゆる禁制品の没収に関して、没収の法的性質の議論が生じたことを確認した。すなわち、禁制品は警察上の処分⁽²²⁶⁾で取り上げることが可能であるほか、禁制品は何人の財産でもないから、これを没収することを刑罰と解することはできない⁽²²⁷⁾という点から、没収を行政警察上の処分と解する見解が主張された。他方、審判対象となっている犯人の所有が禁じられているかどうかは裁判を経て確認する必要がある⁽²²⁸⁾ことに加え、禁制品の没収は、現在の占有所持を奪うため刑罰と解し得る点から⁽²²⁹⁾、没収を付加刑と解する見解が主張され、立法過程の末期においては同見解が有力となった。

また、旧刑法からの条文の変更点として、取得物件の枠組みである、「犯罪ニ因り得タル物件」が「犯罪行為ヨリ生シ又ハ之ニ因り得タル物件」へと改められたほか、必要的没収が任意的没収へと変更された点、刑法19条1項1号の没収対象物件として、「犯罪行為ヲ組成シタル物」が導入された点を確認した。

第2款 判例

続いて、判例においては、「犯罪行為ヲ組成シタル物」、「犯罪行為ニ因リ得タル物」及び共犯に関する没収の判例を確認した。

「犯罪行為ヲ組成シタル物」については、偽造文書の没収に関して、行われた犯罪との関係で刑法19条1項各号の没収物件を判断する枠組みが存在した。すなわち、文書の偽造変造行為が犯罪となる場合は、その偽造変造にかかわる文書を刑法19条1項3号の「犯罪行為ヨリ生シタル物」として没収し、当該文書を行使した行為が犯罪となる場合は、その行使した文書を同項1号の「犯罪行為ヲ組成シタル物」として没収するという枠組みである。⁽²³⁰⁾

「犯罪行為ニ因リ得タル物」の判例については、大判大正13年6月25日刑集3巻542頁が存在し、同判例は、鬪鶏賭博用の鶏の提供行為について賭博幫助を認めたとうえで、被告人が取得した鶏の使用料を「犯罪行為ニ因リ得タル物」とであると解釈している。後章で検討する昭和16年の刑法改正審議において、同判例における鶏の使用料は、賭博幫助に対する報酬・御礼であるという理解がなされている。⁽²³¹⁾

最後に、共犯に関する没収の判例については、現に審判の対象となっている犯人に対し、当該犯人ではなく共犯者の所有に属する物件の没収を言い渡すことができるかが問題となった。この問題について判例は没収を認めるが、被告人の所有に属さない物件の没収を被告人に対する刑罰と理解できるかで、学説上没収の法的性質の理解に争いが生じた。⁽²³²⁾

第3款 学説

最後に、学説においては、特に「犯罪行為ニ因リ得タル物」の解釈、及び没収の法的性質に関する議論に進展が確認できた。まず、「犯罪行為ニ因リ得タル物」の厳格な理解として、強窃盗、詐欺、恐喝、横領など、物の取得が犯罪の構成要件となっている場合に限定する理解が存在した。⁽²³³⁾ また、「犯罪行為ニ因リ得タル物」に報酬を含める見解も主張されたが、これは、旧刑法、及び現行刑法典制定以降も学説において広く主張されていた、「犯罪行

為ニ因リ得タル物」の因果的な理解を前提としないものであった。

没収の法的性質については、これを一元的に理解する立場と、特定の条文や適用の状況に応じて多元的に理解する立場が存在した。一元的に理解する立場として、没収を刑罰と理解する見解は、財産の剥奪という害悪を没収の刑罰的要素として重視し、没収対象物を所有又は占有している行為者にのみ没収の言い渡しを限定する⁽²³⁵⁾。他方、没収を保安又は行政処分と理解する見解は、害悪を刑罰の要素として重視せず、共犯に対する没収、罪刑の均衡性などの点から没収の刑罰的性質を否定する⁽²³⁶⁾。

多元的に理解する立場は、犯人の財産を剥奪する点で没収を刑罰と理解するが、物件の所有者を問わずに没収が行われる場合⁽²³⁷⁾、又は没収が有罪判決を受けた犯人以外の者に言い渡される場合は、部分的に保安・行政処分の要素を認める⁽²³⁸⁾。

以上を踏まえて、次章では、昭和16年改正以降の議論の展開を追ひ、取得物件の解釈がどのように変化していったかを明らかにしていく。

第3章 昭和16年改正

昭和16年3月12日、刑法の一部改正を内容とする刑法中改正法律が法律第61号として公布された。刑法改正起草委員会において、政府委員の三宅正太郎司法次官は、改正案の提案理由を次のように述べる。すなわち、現行刑法の施行後30有余年が経過し、その後の人心の趨勢、社会の実情などに鑑み、とりわけ、現時戦時下における社会の実情などを考慮して、改正を要する部分の改正を行い、以て治安を確保し、国防国家体制の完璧を期する必要がある、というのがこれである⁽²³⁹⁾。国防国家体制の完備のために改正された主な点は、①労役留置の期間の延長、②没収規定の改正及び追徴規定の新設、③強制執行を免れる罪の新設、④公の競売又は入札の公正を害すべき行為を罰する規定の新設、⑤安寧秩序に対する罪の新設、⑥失火罪の規定の強化、⑦公正証書原本不実記載罪の法定刑の加重、⑧贈収賄罪の規定の整備強化であ

⁽²⁴⁰⁾
る。

以上の点は、刑罰を強化することで、経済秩序の側面で国防国家体制を完備するものと理解されている。⁽²⁴¹⁾そこで、昭和16年改正における没収の条文の内容を分析する前に、当該改正に至るまでの日本における経済秩序の変化を明らかにしておきたい。

第 1 節 改正の背景

昭和16年における経済秩序の歴史は、戦争に伴う経済統制の歴史である。すなわち、1937年7月の盧溝橋事件に始まる日中戦争が勃発すると、政府は、戦争遂行のために、多額の軍事費を計上した。例えば、第71回帝国議会においては、4億円を超える北支事変の経費が、⁽²⁴²⁾第72回帝国議会においては、20億円を超える支那事変の軍事費が計上されている。⁽²⁴³⁾さらに、中国との戦争を迎えるに際し、軍用品の輸入が相当増加する事態を考慮し、政府は、同年9月10日、貿易に関係する商品の輸出入の制限・禁止、及び生産加工・消費の規制を内容とする輸出入品等二関スル臨時措置二関スル法律を施行した。これらの法律は、国内における物資の需要を犠牲にしてまで、輸出を盛んにして外貨を獲得し、以て巨額の軍需関係物資の輸入の費用に充てることを目的として制定された。⁽²⁴⁴⁾

経済統制がかけられた物資としては、当時、代表的な輸出商品であった綿のほか、揮発油、重油、鉄鋼、非鉄金属、皮革、ゴム、木材など、軍需産業に使用する基礎資材であり、これらの物資について消費・販売規制が次々と掛けられていった。⁽²⁴⁵⁾これらの物資に関する統制の実施と同時に、統制規則に対する違反が現れた。すなわち、所定の割当票と引き換えずに物資の売買を行うなどの、物資統制違反、及び政府指定の販売価格を超えて物資を販売する、物価統制違反である。⁽²⁴⁶⁾これらの違反は、経済統制がかけられた物資に関する工業者、販売業者などによるものであり、⁽²⁴⁷⁾営利思想、利潤本位の商人思想が作用していた。⁽²⁴⁸⁾こうして登場した経済犯罪は、1939年に価格等統制令が制定公布されるまでの間、毎月最低千人前後、最高三千人前後の違反者の受

理があった。⁽²⁴⁹⁾

1939年に入ると、第二次世界大戦の勃発とともに世界的に物価が高騰したことに加え、干害を原因とした米穀を中心とする食料の需給逼迫が緊急の問題となった。⁽²⁵⁰⁾ こうした経緯から、軍事産業用の物資に関する経済統制に加え、食料を中心とする生活必需物資に対しても経済統制を掛ける目的で、同年10月20日に価格等統制令が施行され、価格の全面的な凍結が強行された。この時期においては、ほとんどすべての物資が犯罪の対象となり、米や酒など生鮮食品を除いた飲食料品の大部分、綿・羊毛等の繊維、石炭・木炭その他燃料、セメントその他化学工業品についての価格等統制令違反が増加した。⁽²⁵¹⁾ 経済界が価格等統制令への対応に苦悩している隙に、混乱に便乗して闇取引を行い、以て巨利を得ようとした者が各地で横行し、1940年に入るときには、ひと月あたりの違反者の受理数は、1万人を超え、⁽²⁵²⁾ 1941年の12月には1万5千人を突破した。⁽²⁵³⁾ 戦前の昭和前期から戦後にかけて、年間の経済犯罪の受理人数は、およそ16倍に増加するのであるが、その一方で、戦時中、一般犯罪の受理人数は、年々減少傾向にあったことからすれば、昭和16年改正の眼目であった国防国家体制の完備は、経済犯罪の領域において必要とされていたことが分かる。⁽²⁵⁴⁾

第2節 昭和16年改正における没収の枠組み

第1款 没収の条文

経済犯罪への対策を主軸とした昭和16年改正において、没収の規定が改正され、新たに追徴の規定が設けられた。いずれの改正も、不正な利益を犯人の手に残さないことを趣旨としている。没収・追徴に関連する条文は、次の通りである。⁽²⁵⁷⁾

第十九條 左ニ記載シタル物ハ之ヲ没収スルコトヲ得

- 一 犯罪行為ヲ組成シタル物
- 二 犯罪行為ニ供シ又ハ供セントシタル物
- 三 犯罪行為ヨリ生シ若クハ之ニ因リ得タル物又ハ犯罪行為ノ報酬トシテ得タ

ル物

四 前號ニ記載シタル物ノ對價トシテ得タル物

没収ハ其物犯人以外ノ者ニ屬セサルトキニ限ル但犯罪ノ後犯人以外ノ者情ヲ知りテ其物ヲ取得シタルトキハ犯人以外ノ者ニ屬スル場合ト雖モ之ヲ没収スルコトヲ得

第十九條ノ二 前條第一項第三號及ヒ第四號ニ記載シタル物ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハサルトキハ其價額ヲ追徴スルコトヲ得

第二十條 拘留又ハ科料ノミニ該ル罪ニ付テハ特別ノ規定アルニ非サレハ没収ヲ科スルコトヲ得ス但前條第一項第一號ニ記載シタル物ノ没収ハ此限ニ在ラス

まず、刑法19条 1 項各号には、没収対象物の拡大・追加の改正が行われた。すなわち、同項 3 号の「犯罪行為ヨリ生シ又ハ之ニ因リ得タル物」が「犯罪行為ヨリ生シ若クハ之ニ因リ得タル物又ハ犯罪行為ノ報酬トシテ得タル物」へと改められ、同項 4 号として「前號ニ記載シタル物ノ對價トシテ得タル物」が没収対象物に追加された。同項 3 号の物件として新たに追加された「犯罪行為ノ報酬トシテ得タル物」については、改正前において、犯罪行為の報酬として得た物は、これを「犯罪行為ニ因リ得タル物」の中に含まれると解釈していた学説が一部存在していたが、本改正でこれを没収対象物として明確に規定したと説明される⁽²⁵⁸⁾。

続いて、同条 2 項の「没収ハ其物犯人以外ノ者ニ屬セサルトキニ限ル」につき、但し書として「但犯罪ノ後犯人以外ノ者情ヲ知りテ其物ヲ取得シタルトキハ犯人以外ノ者ニ屬スル場合ト雖モ之ヲ没収スルコトヲ得」という一文が追加された。不正な利益が犯人以外の者に属していたとしても、例えば、犯人の相続人やその他の第三者が情を知りながら取得した場合は、それらの人物から不正な利益を取り上げることが適切であるため、同項の改正が行われたと解されている⁽²⁵⁹⁾。改正当初は、第三者に対する没収に関し、別途刑事手

統法が必要であるという指摘も存在したが、裁判所が、第三者が情を知って取得したか否かを取り調べる際に、当該第三者による弁解の機会が設けられているとされ、不服申し立ての途も開かれていなかった。⁽²⁶⁰⁾

最後に、刑法19条の2の追徴の規定が新設され、刑法19条1項3号及び4号に記載された物件の全部又は一部の没収ができない場合、その価額を追徴する旨が定められた。没収ができない場合の具体例としては、物件の費消、物件の第三者への譲渡などが挙げられている。⁽²⁶¹⁾

第2款 経済統制法令違反と没収・追徴との関係

戦時中行われた経済統制との関係でいえば、刑法改正起草委員会の政府委員であった大竹武七郎は、各種統制法令違反における没収対象物を詳細に説明している。例えば、価格等統制令に違反する売買契約によって取得された代金及び物品、地代家賃統制令に違反する賃貸借契約によって取得された地代家賃、並びに、その他の生産、配給、譲渡、使用、消費などに関する統制令に違反する契約によって取得された代金及び物品は、すべて犯罪行為に因り得たる物に該当すると述べる。⁽²⁶²⁾大竹はさらに、刑法19条及び19条の2は刑法総則の規定であるが、実際に多く適用されるのは各種経済統制法令違反だろうと述べる。⁽²⁶³⁾このことから、経済犯罪への没収・追徴の適用を意識していることが看取できる。

(163) 同様の判断枠組みを採用した判例として、大判明治42年4月19日刑録15輯458頁、大判明治43年1月28日刑録16輯51頁、大判明治43年3月14日刑録16輯446頁。もっとも、大判明治42年6月11日刑録15輯14巻763頁は、偽造文書行使の事例において刑法19条1項3号を適用している。

(164) 大判明治44年2月16日刑録17輯83頁。

(165) 大判明治45年4月2日刑録18輯389頁。

(166) 法曹記事19巻7号44頁、法律評論22巻185頁。

(167) 大判大正13年6月25日刑集3巻542頁。

(168) 第76回帝国議会貴族院刑法中改正法律案特別委員会「議事速記録第一號」9頁〔大竹武七郎発言〕（1941年2月12日）（<https://teikokugikai-i.ndl>）

- go.jp/simple/dispPDF?minId=007600670X00119410212)。
- (169) 山岡萬之助『刑法原理〔訂正増補十七版〕』(日本大学、1927年) 308頁、平井彦三郎『刑法要論〔第十版〕』(松華堂、1935年) 40頁、宮本英脩『刑法大綱』(弘文堂書房、1935年) 262頁、吉田常次郎『日本刑法〔四版〕』(自治館、1936年) 222頁。
- (170) 山岡・前掲注(169) 308頁以下、平井・前掲注(169) 40頁、宮本・前掲注(169) 262頁。
- (171) 山岡・前掲注(169) 309頁、牧野英一『日本刑法〔第三十二版〕』(有斐閣、1928年) 472頁、小野清一郎『刑法講義』(有斐閣、1932年) 230頁、梅澤富三九『日本刑法通義』(日本法學會、1941年) 239頁。
- (172) 勝本勘三郎『刑法要論 上卷(総則)』(明治大学、1913年) 552頁以下、平井・前掲注(169) 40頁。
- (173) 吉田・前掲注(169) 224頁、泉二新熊『日本刑法論 上卷(総論)〔第四十五版〕』(有斐閣、1939年) 804頁。
- (174) 山岡・前掲注(169) 310頁。
- (175) 大場茂馬『刑法総論 下巻』(中央大学、1917年) 1194頁。
- (176) 例えば、「犯罪ニ因リ製出セル物」(吉田・前掲注(169) 224頁)、「犯罪行為ニ因リ始メテ製作セラレタル物件」(山岡・前掲注(169) 309頁)のように、「犯罪行為ヨリ生シタル物」の意義についても、「因リ」という文言が使用されている。
- (177) 平井・前掲注(169) 40頁。同旨として、山岡・前掲注(169) 309頁。
- (178) 小野・前掲注(171) 230頁、宮本・前掲注(169) 263頁。
- (179) 大場・前掲注(175) 1195頁。
- (180) 勝本・前掲注(172) 556頁、泉二新熊『刑法大要〔増訂三十六版〕』(有斐閣、1938年) 289頁。
- (181) 吉田・前掲注(169) 224頁、泉二・前掲注(173) 804頁。
- (182) 上田・前掲注(4) 207頁以下、出田・前掲注(4) 428頁。
- (183) 吉田・前掲注(169) 224頁、泉二・前掲注(173) 804頁。
- (184) 勝本・前掲注(172) 555頁。
- (185) 勝本・前掲注(172) 554頁。
- (186) 勝本・前掲注(172) 555頁。
- (187) 津田進「没収ヲ論ス」法曹記事27巻9号(1917年) 20頁。
- (188) 津田・前掲注(187) 22頁。
- (189) 泉二・前掲注(180) 290頁。

- (190) 実のところ、旧刑法下では、官吏が職務に関して受け取る違法な報酬である賄賂につき、これを「犯罪ニ因テ得タル物件」と解する見解が散見される（高木豊三『校訂刑法〔明治13年〕義解（第一編）』（信山社、1996年：原著1882年）127頁、富井・前掲注（140）340頁、龜山貞義『刑法〔明治13年〕講義 卷之二』（信山社、2002年：原著1898年）402頁以下、野中・前掲注（92）156頁以下。反対説として、堀田正忠『刑法釋義 第貳篇』（信山社、2000年：原著1883年）939頁）。そのため、旧刑法下の学説を踏まえれば、犯罪の報酬を「犯罪行為ニ因リ得タル物」に含める解釈は、自然であるように思われる。しかし、賄賂の場合は、公務員が職務に関して財産を取得すれば収賄罪として犯罪になり、財産取得後に公務員となる事前収賄罪の規定は、昭和16年改正によって追加される。そのため、財産の取得（賄賂の收受）が犯罪行為に時間的に先行する事態は考えられなかった。これに対し、犯罪の報酬の場合は、前払いのように、財産の取得が犯罪行為に時間的に先行する事態があり得る。それゆえ、犯罪の報酬を「犯罪行為ニ因リ得タル物」に含める解釈は、犯罪行為と財産の取得との間の因果性の観点からは問題となってくる。
- (191) 例えば、泉二新熊『日本刑法論 上卷（総論）〔訂正三十一版〕』（有斐閣、1921年）730頁は、報酬の枠組みとしては、選挙の報酬として得た財物のみを「犯罪行為ニ因リ得タル物」の具体例として挙げている。
- (192) 泉二・前掲注（180）290頁。
- (193) 泉二の生涯については、内田文昭「泉二新熊の刑法理論（I）」吉川経夫ほか編『刑法理論史の総合的研究』（日本評論社、1994年）374頁以下。
- (194) 泉二新熊『法窓餘滴』（中央公論社、1942年）60頁以下。
- (195) 泉二・前掲注（173）194頁。
- (196) 泉二・前掲注（173）197頁以下。
- (197) 泉二・前掲注（173）809頁。
- (198) 宮本・前掲注（169）264頁、吉田・前掲注（169）229頁、江家義男『刑法講義總則篇』（東山堂書房、1940年）444頁。
- (199) 津田・前掲注（187）18頁、泉二・前掲注（180）290頁以下。
- (200) 勝本・前掲注（172）563頁。
- (201) 勝本・前掲注（172）563頁。
- (202) 当時の没収の法的性質の理解に関しては、廣瀬通「没収の研究」司法研究報告書集15輯1号（司法調査課、1932年）24頁以下。
- (203) 廣瀬・前掲注（202）25頁。附加刑として刑罰の章のもとに規定されている。

- る没収に、保安処分等刑罰以外の性質が含まれている点につき、廣瀬は、立法者の明らかな誤り (Lapsus) であると述べる。
- (204) 大判明治42年 2月25日刑録15輯162頁。なお、没収は主刑を受ける全ての犯人に対して言い渡しを可能とする判例は、現行刑法制定以前にも存在した。例えば、大判明治37年11月24日刑録10輯28巻2282頁。
- (205) 大判明治44年 2月13日刑録17輯75頁。
- (206) 大判大正11年 5月19日大刑集 1巻326頁。
- (207) 学説として、平井・前掲注 (169) 44頁、吉田・前掲注 (169) 228頁、小疇傳『新刑法論』(清水書店、1910年) 706頁。
- (208) 津田・前掲注 (187) 3頁以下。
- (209) 牧野英一「判批」法学協会雑誌35巻 6号 (1917年) 156頁。
- (210) 牧野・前掲注 (209) 156頁。
- (211) 大場・前掲注 (175) 1188頁。
- (212) 大場・前掲注 (175) 1200頁以下。
- (213) 小疇・前掲注 (207) 683頁以下。
- (214) *Franz v. Liszt*, Lehrbuch des Deutschen Strafrechts, 25. Aufl, 1927, S. 349.
- (215) *Karl Binding*, Grundriss des Deutschen Strafrechts: Allgemeiner Teil, 8. Aufl, 1975, S. 226.
- (216) 廣瀬・前掲注 (202) 34頁。
- (217) 廣瀬・前掲注 (202) 35頁以下。同様の理解として、宮本英脩『刑法學粹』(弘文堂書房、1931年) 519頁。
- (218) *Max Ernst Mayer*, Der allgemeine Teil des deutschen Strafrechts, Bd. 2, 2. Aufl., 1923, S. 476.
- (219) 廣瀬・前掲注 (202) 36頁。
- (220) 廣瀬・前掲注 (202) 34頁以下。
- (221) 津田・前掲注 (187) 2頁以下、牧野・前掲注 (209) 156頁。
- (222) 条文は次のとおりである。「故意の重罪又は軽罪によって生じ、又はその遂行のために用いられ、若しくは用いられる予定であった客体は、客体が正犯者若しくは共犯者に属する限りで、没収することができる。没収は判決において言い渡すことができる。」。条文の原文については、*Emil Niethammer*, in: J. von Olshausen's Kommentar zum Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich, Bd. 1, 11. Aufl., 1927, S. 146 f. を参照した。
- (223) *Karl Binding*, Handbuch des Strafrechts, Bd. 1, 1885, S. 497; *Mayer*, a. a. O. (Anm. 218), S. 476.

- (224) *Binding*, a. a. O. (Anm. 223), S. 497; *Niethammer*, a. a. O. (Anm. 222), S. 147; *Liszt*, a. a. O. (Anm. 214), S. 395.
- (225) 没収を一元的に行政処分と理解する見解として、*Adolph Nissen*, Die Einziehung, in: Festgabe zum Doctor-Jubiläum des Herrn geheimen Rates Professors Dr. Joh. Jul. Wilhelm von Planck in München, 1887, S. 89 f; *Mayer*, a. a. O. (Anm. 218), S. 476. 没収を一元的に刑罰と理解する見解として、*Rudolf Tolkiemit*, Die Einziehung nach des §40 des Reichsstrafgesetzbuch, 1898, S. 5 ff.
- (226) 高橋 = 小谷編・前掲注 (134) 672頁以下。
- (227) 内田ほか編・前掲注 (114) 101頁。
- (228) 高橋 = 小谷編・前掲注 (134) 740頁以下。
- (229) 内田ほか編・前掲注 (114) 108頁。
- (230) 当該枠組みを採用する判例として、大判明治42年4月19日刑録15輯458頁、大判明治43年1月28日刑録16輯51頁、大判明治43年3月14日刑録16輯446頁、大判明治43年11月22日刑録16輯2110頁。
- (231) 第76回帝国議会貴族院刑法中改正法律案特別委員会「議事速記録第一號」9頁〔大竹武七郎発言〕(1941年2月12日) (<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/simple/disppdf?minId=007600670X00119410212>)。
- (232) 大判明治42年2月25日刑録15輯160頁、大判明治44年2月13日刑録17輯75頁、大判大正11年5月19日大刑集1巻326頁。
- (233) 勝本・前掲注 (172) 555頁、津田・前掲注 (187) 22頁。
- (234) 泉二・前掲注 (180) 290頁。
- (235) 大場・前掲注 (175) 1188頁以下。
- (236) 津田・前掲注 (187) 3頁以下。
- (237) 小疇・前掲注 (207) 683頁以下。
- (238) 廣瀬・前掲注 (202) 35頁以下。
- (239) 第76回帝国議会貴族院刑法中改正法律案特別委員会「議事速記録第一號」1頁〔三宅正太郎発言〕(1941年2月12日) (<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/simple/disppdf?minId=007600670X00119410212>)。
- (240) 昭和16年改正の概要については、大竹武七郎「刑法の改正について」法曹会雑誌19巻5号(1941年)1頁以下、日沖憲郎「刑法の一部改正について」法律時報13巻5号(1941年)11頁以下。
- (241) 横山実「戦争遂行に伴う犯罪と刑法改正—昭和16年の刑法改正をめぐって—」犯罪社会学研究2巻(1977年)149頁。

- (242) 第71回帝国議会貴族院北支事件特別税法案特別委員会「議事速記録第一號」2頁〔賀屋興宣発言〕(1937年8月6日) (<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/simple/dispPDF?minId=007103223X00119370806#page=1>)。
- (243) 第72回帝国議会衆議院支那事変に関する臨時軍事費支弁の為公債発行に関する法律案外四件委員会「議事録(速記)第3号」4頁〔横川重次発言〕(1937年9月7日) (<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/simple/dispPDF?minId=007211308X00319370907#page=1>)。
- (244) 第72回帝国議会貴族院輸出入品等に関する臨時措置に関する法律案特別委員会「議事速記録第一號」1頁以下〔吉野信次発言〕(1937年9月7日) (<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/simple/dispPDF?minId=007203492X00119370907#page=1>)。
- (245) 関之『経済犯罪概説』(松華堂、1943年)25頁以下、33頁。
- (246) 関・前掲注(245)48頁以下。
- (247) 関・前掲注(245)33頁。
- (248) 関・前掲注(245)42頁。
- (249) 関・前掲注(245)33頁。
- (250) 関・前掲注(245)27頁以下。
- (251) 関・前掲注(245)62頁以下。
- (252) 関・前掲注(245)70頁以下。
- (253) 関・前掲注(245)60頁。
- (254) 関・前掲注(245)74頁。
- (255) 八木胖『経済犯論』(東洋書館、1947年)27頁以下。
- (256) 横山・前掲注(241)152頁。
- (257) 条文については、大竹武七郎『改正刑法要義』(松華堂、1941年)31頁以下を参照した。
- (258) 大竹・前掲注(257)32頁。
- (259) 大竹・前掲注(257)36頁以下。
- (260) 大竹・前掲注(257)37頁以下。
- (261) 大竹・前掲注(257)41頁。
- (262) 大竹・前掲注(257)43頁以下。
- (263) 大竹・前掲注(257)41頁以下。